

第 4 期愛知県高齢者保健福祉計画について

1 目的（計画の性格）

県や市町村における総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るための、総合的かつ具体的な指針となるもの。

2 根拠

- (1) 老人福祉法第 20 条の 9 第 1 項及び介護保険法第 118 条第 1 項
- (2) 介護保険法第 118 条第 4 項

「都道府県介護保険事業支援計画は、都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。」

(注) 第 3 期計画までは、介護保険事業支援計画、老人福祉計画及び老人保健計画と一体のものとして作成。(老人保健法：平成 20 年 3 月 31 日で廃止)

3 経緯等

- (1) 第 1 期計画（策定：平成 12 年 3 月、期間：平成 12～16 年度）
介護保険制度の導入（平成 12 年度）に併せて策定。また、老人保健計画及び老人福祉計画と一体として策定。
- (2) 第 2 期計画（策定：平成 15 年 3 月、期間：平成 15～19 年度）
計画策定後 3 年ごとに見直すこととしている介護保険法等の規定により策定。
- (3) 第 3 期計画（策定：平成 18 年 3 月、期間：平成 18～20 年度）
法改正により、計画期間が 3 年となる。

4 第 4 期計画の計画期間

平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間

5 第 4 期計画の位置付け等

第 3 期計画において設定した平成 26 年度の目標に至る中間段階としての位置付け。

このため、第 3 期計画の策定に際して基本指針において示した「参酌標準」の考え方は、基本的に第 4 期計画の策定に当たっても変更しない。

ただし、平成 19 年度に策定した地域ケア体制整備構想の内容を適切に反映させる必要がある。